

小鹿野町告示第51号

小鹿野町役場庁舎建設基本設計・実施設計業務委託に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公告する。

令和元年11月13日

小鹿野町長 森 真 太 郎



1 業務概要

- (1) 業務名 小鹿野町役場庁舎建設基本設計・実施設計業務委託
- (2) 業務内容 小鹿野町役場庁舎建設工事に係る基本設計及び実施設計業務
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和3年1月29日まで
(基本設計：契約締結日から令和2年8月31日まで)

2 資格審査申請書の申請方法

(1) 受付期間

令和元年11月13日から令和元年11月26日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、令和元年11月26日の翌日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、隨時、申請を受け付けるが、第一次審査（令和元年12月5日）のときまでに設計共同体としての資格の決定を受けていなければならない。

(2) 受付場所

〒368-0192 埼玉県小鹿野町小鹿野89番地
小鹿野町役場総務課まちづくり推進室
TEL0494-26-6581（直通）FAX0494-75-2819

(3) 提出方法

(2) の受付場所に持参又は書留郵便により提出すること。

3 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、小鹿野町役場庁舎建設基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザル実施要領「7 参加資格 (3)」に規定する要件を満たしている者の組合せとする。

(2) 業務形態

① 構成員の分担業務が、業務の内容により、設計共同体協定書において明らか

であること。

(2) 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が、小鹿野町設計共同体取扱要綱様式第2号に示された「設計共同体協定書」によるものであること。

4 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、小鹿野町長から設計共同体競争参加資格認定通知書により通知する。

5 競争参加資格の有効期間

4の設計共同体としての資格の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

(1) 発注業務の契約の相手となった者

競争参加資格が認定されたときから当該設計業務委託契約履行後3月を経過する日まで

(2) 発注業務の契約の相手とならなかった者

競争参加資格が認定されたときから当該設計業務委託契約が締結される日まで

6 資格審査申請書類

(1) 提出書類及び提出部数

① 設計共同体競争参加資格審査申請書 1部

② 設計共同体協定書（副本）1部

(2) 申請書類の作成に用いる言語

申請書類は、日本語で作成すること。

(3) 申請書類の入手方法

申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。

<https://www.town.ogano.lg.jp/industry-bid-business/bid-information/tyousyakensetu>

7 その他

(1) 設計共同体の名称は、「○○小鹿野町役場庁舎建設基本設計・実施設計設計共同体」とする。

(2) 当該業務に係る特定手続に参加するためには、当該業務の手続開始の公示に示すところにより当該業務に係る参加表明書の提出期限において、設計共同体としての資格の認定を受けていなければならない。